

川越町教育基本方針



かわごえ・まなびのコンパス



2022~2026 川越町教育委員会



『豊かな心』を土台とした
学校教育・社会教育の推進

五つのSHOW
で『豊かな心』を

はじめに

川越町教育委員会では、2010 年度に教育行政全般の指針である「教育基本方針」を策定し、今日まで学校教育及び社会教育の各施策に取り組んでまいりました。

この間、2度の小規模改訂を経て、2019 年度には新学習指導要領の内容を踏まえ大きく改訂いたしました。この改訂から、3年が経過したことから、教育委員会の取組の成果と課題について毎年実施をしている「教育委員会の点検と評価」をもとに、今後の方向性について議論を重ねた結果、今回は小規模の改訂といたしました。

なお、改訂内容は主に次のとおりとなります。

- ・ 非認知能力と認知能力の違いを図示しました（3頁参照）。
- ・ 「1 幼稚園（幼児）教育」を「1 幼児教育」に改め、この項目に保育所も含まれることを明示するとともに文言を修正しました（6～7頁参照）。
- ・ G I G Aスクール構想による一人1台端末の環境が整ったことに伴い、「2 小中学校教育 目標1－（1） 確かな学力と社会参画力の育成」中の文言を修正しました（9頁参照）。
- ・ 教職員の働き方改革を常に意識していくため、「2 小中学校教育 目標2 学校教育力の向上と教育環境の整備」中の文言を修正しました（12～13頁参照）。
- ・ 児童虐待相談件数が年々増加する現状に鑑み、「Ⅱ 川越町の社会教育 目標1 温もりのある家庭・地域づくりの推進」中の文言を修正しました（23頁参照）。
- ・ インターネットの普及やコロナ禍に伴う新たな人権侵害の現状に鑑み、「Ⅱ 川越町の社会教育 目標2 人権を尊重する意識づくりの推進」中の文言を修正しました（24頁参照）。
- ・ 産前産後における、川越町の子育て支援の取組を図示しました（32～33頁参照）。
- ・ 川越町役場内の組織改編に伴い、課名等を修正しました。
- ・ その他全体を通して、文言等を一部修正しました。

なお、今回改訂しました教育基本方針につきましては、上位計画である第7次川越町総合計画の前期基本計画期間（2021年度から2025年度まで）を勘案し、2022年度から2026年度までの5年間の指針と位置づけ、各施策を推進していくこととします。

2022年4月

川越町教育委員会

川越町教育基本方針

『豊かな心』を土台とした学校教育・社会教育の推進

古来「まちづくりは人づくり」と申します。そして、人づくりにおける教育の役割は非常に重要であり、この人づくりは『豊かな心』を培っていくことにあると考えております。

川越町教育委員会では、このことを踏まえ、学校教育では『豊かな心』を土台とした社会で生きていく力の育成」を、社会教育では『豊かな心』を土台とした生涯現役力の育成支援」を今後5年間の基本方針といたします。

= 基本方針の考え方 =

1 『豊かな心』を土台とする教育

日本では人生100年時代を迎えようとしています。

情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を越えて進展しています。人工知能（AI）やロボット工学などの急速な技術革新により、一定の仕事が淘汰されていくとも言われています。しかし、人間は自らの課題を見出し、感性を豊かに働かせ他者と協働しながら物事を前に進めることができます。

知識・情報・技術を平和や社会の発展に活用するためには、『豊かな心』が必要です。

そこで、学校教育では、子どもたちが予測困難な社会を乗り越えていくために、変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合い関わり合い、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるための「社会で生きていく力」の育成を、『豊かな心』を土台として行います。

また、多様化するライフスタイルや、それぞれのライフステージに応じて新しい知識や技術を身に付けることは、「生きがい」や「うるおい」、「ゆとり」を生み出します。町民のみなさんが集い合い、学び合いながら生涯にわたって学習していくことは、地域づくりの基盤にもなります。

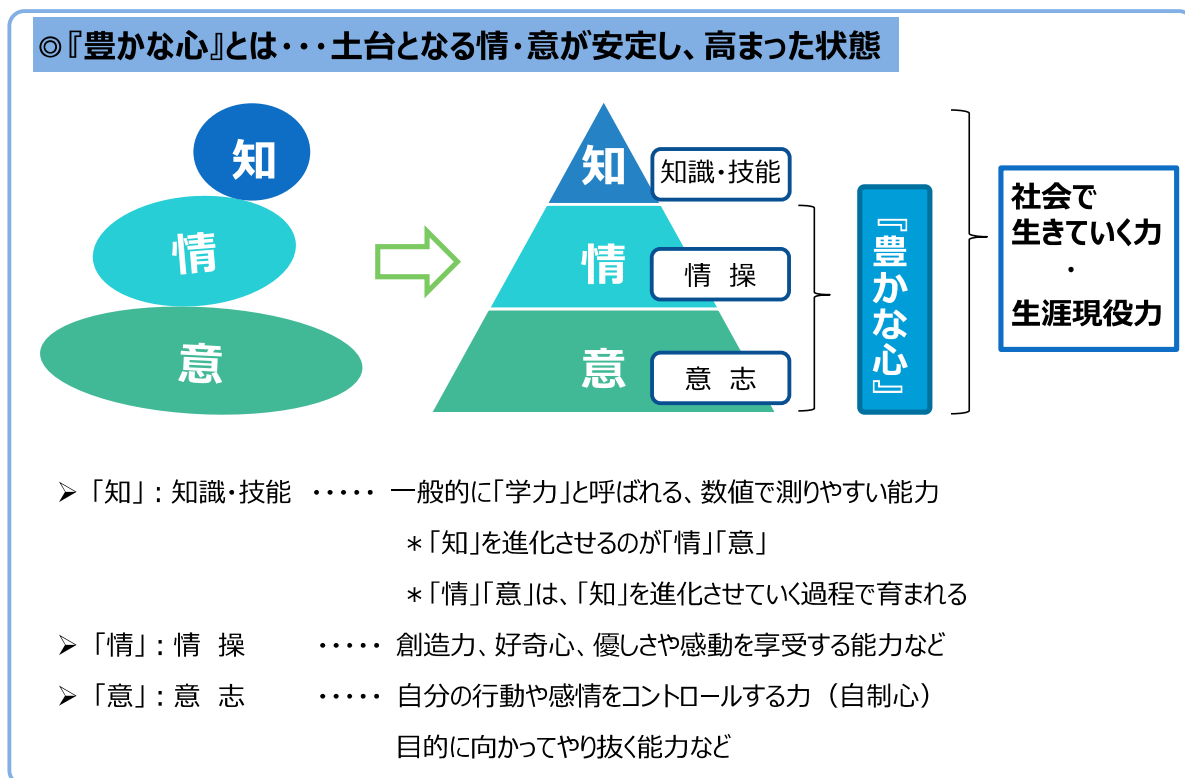
そこで、社会教育では、町民のみなさんの意欲や能力を培い社会で生きがいをもって活躍できる「生涯現役力」の育成支援を、『豊かな心』を土台として行います。

2 『豊かな心』とは

(1) 知・情・意（下図参照）がバランスよく調和することは、子どもたちや町民のみなさんが「社会で生きていく力」となり、「生涯現役力」となります。

なかでも、情・意は土台となる部分です。この土台が不安定では、知の向上どころではありません。まずは倒れてしまわないよう安定させる必要があります。

『豊かな心』とは土台となる情・意が安定し、高まった状態を言います。



(2) 土台でもある『豊かな心』を豊かな大地（肥沃な大地）に例えてみます。

「肥沃な」とは、土地が肥えて花や作物が育つのに適していることを意味します。

→豊かな大地（肥沃な大地）にするためには、土地を耕し栄養分を与えることが必要です。

→土地を耕し、栄養分を与えていくようなことが、『豊かな心』を培うことにも必要です。

(3) 『豊かな心』を培うために必要なことは、次の3つと考えます。

① 非認知能力を高めること

非認知能力とは、「情操」「意志」にあたる部分のことで「意欲、自制心、誠実さ、やり抜く力、思いやり、社交性、協調性」など人間の個性であったり性格であったりする内面的なもので、数値等では測れない力です。

認知能力とは、「知識・技能」にあたる部分のことで、学力テストやIQテストなどで測られる力です。

勉強などで身に付けた「知識・技能」を有効に活かすカギは、非認知能力にあると言われています。

② 個性を大切にすること（自己肯定感・自己有用感）

③ 相手の個性を尊重すること（互譲の精神）

非認知能力とは？

たとえば、縄跳びでの非認知能力は・・・

意欲



100回飛べるように
頑張ろう！

自制心



縄跳びの練習時間になっ
たのでスマホゲームはや
めよう！

やり抜く力



やったー！50回まで飛べるよう
になった。これからも続けよう！！

このケースでの認知能力は
飛べた回数や時間など

たとえば、食器洗いで非認知能力は・・・

思いやり

ありがとう！



疲れているみたいなので
お手伝いしよう！

このケースでの認知能力は
洗った食器の枚数など

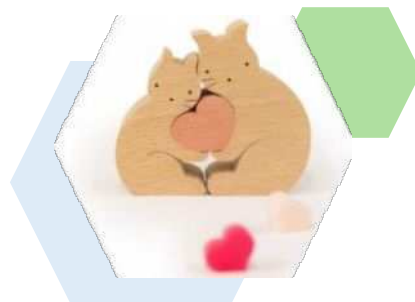
(4) 「個性を大切にすること」、「相手の個性を尊重すること」と「非認知能力」の関係は？

社会問題となっている、いじめ・不登校や自殺などの問題は「個性を大切にすること」や「相手の個性を尊重すること」が欠けていることにも一因があると考えます。

「個性を大切にすること」は自分自身を認めること（自己肯定感・自己有用感）でもあり、意欲ややり抜く力などから生まれてくるものです。また、「相手の個性を尊重すること」はお互いに譲り合うこと（互譲の精神）でもあり、思いやりや協調性などから生まれてくるものです。

つまり、「個性を大切にすること」や「相手の個性を尊重すること」は非認知能力が高められることによって備わってきます。また、個性を大切にし個性が尊重されれば、非認知能力は、さらに高まります。

『豊かな心』は、家族や地域の方々、先生や仲間との関わり合いの中で、上記①～③の相互作用により培われていきます。



I 川越町の学校教育

基本方針

『豊かな心』を土台とした社会で生きていく力の育成

『豊かな心』を土台とする学校教育

◎ 学校教育で培う『豊かな心』とは

予測困難な社会で生きていく力の土台となるもの。また、「知識・技能」を深く学ぶために必要となる力（学びに向かう力）となるもの。

日々の教育（保育）活動で大切にすること

幼児・児童・生徒を指導していく中で、それぞれの年齢段階に応じて、次のことを念頭に『豊かな心』を培っていきます。

① 「自他ともに大切にする」雰囲気づくり

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を子どもたちに言葉だけで説明するのではなく、子ども自身自身が実感できるようにしていきます。

そのためには、教職員同士、子どもたち同士、教職員と子どもたちとの人間関係や、学級をはじめ学校・幼稚園・保育所全体の雰囲気づくりが基盤となります。まずは教職員一人ひとりが相手の身になって考え、相手の良さを見つけようと努めさせ、互いに協力し合い、子ども一人ひとりの力を協働させることを意識し取り組んでいきます。

② 礼儀・節度・ルールを自ら進んで守れるように

礼儀・節度・ルールは一方向的に守らせるのではなく、相手を思いやる気持ちをもたせることにより、子ども自ら進んで守れるようにしていきます。

③ 学習意欲を高めるために

▶ 人間の能力は生まれつきのものでなく、努力により伸ばすことができることに気づかせていきます。

・ 短期的な結果にとらわれず、努力した過程を認めます。また、多様な考えを大切にします。

▶ 全員が分かる授業を行います。

・ 授業が分からなくなると、子どもたちは教室にいること自体が苦痛になります。対話を重視し、主体的で深い学びのある授業を工夫して行い、子ども一人ひとりにきめ細かく指導・支援を行います。

▶ 将来の夢や仕事に対する思いを大事にしていきます。

・ 夢や仕事への思いを具現化させ、夢や仕事の有用性や役割などを一緒に考えます。

④ コミュニケーション能力を高めるために

- ▶ 話しやすい、相談しやすい、質問しやすい、自分の考えや思いを安心して表現できる環境づくりのため、教職員と子どもたちとの信頼関係や子どもたち同士の温かい人間関係を育んでいきます。
- ▶ 他の人の考えや気持ちは自分と異なることを踏まえ、お互いに歩み寄ることを学ばせていきます。
- ▶ お互いの考えや思いを分かりやすく伝えるために、豊富な語彙を身に付けさせます。
- ▶ 状況に応じたていねいな言葉が適切に使えるようにするとともに、主語・述語を明確にしたり5W1Hを意識させたりして、最後まできちんと話せるようにしていきます。

⑤ 論理的思考力を高めるために

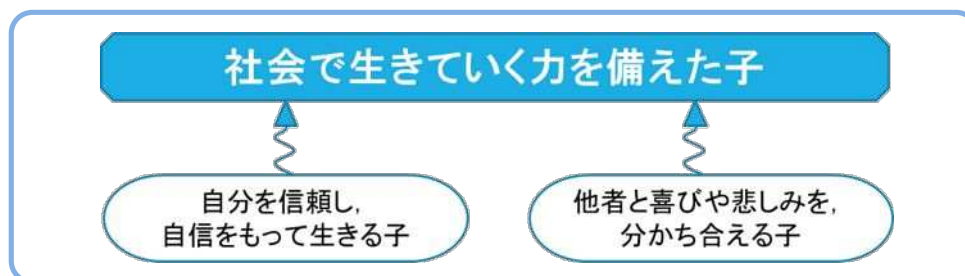
- ▶ 子どもたちの「なぜ?」「どうして?」という疑問をもつ気持ちを大切に、まずは自分で考えさせ、それから一緒に考えていくようにします。
- ▶ 意見と根拠、具体と抽象を意識させるとともに、内容を正確に理解し、適切に表現するための「聴く力」「書く力」「話す力」を身に付けさせます。
 - ・ 文章を書いたり発表をしたりするときには、相手に伝わりやすいように最初に結論を述べさせるか、結論を引き出すような問題提起をしていくように意識させます。
- ▶ 複数の情報を関連付けながら分析・考察させる活動を、教科の授業の中で充実させます。
 - ・ 適切な情報をグラフや図、文章の中から探す機会を設けます。
 - ・ 複数の情報を比較させ、共通点や相違点を見つける場面を設定します。

命を大切にすることを

社会問題となっている子どもたちのいじめ・不登校・自殺などの問題、子どもの貧困や虐待への対応等、課題が山積しています。子どもの命を奪う危険を察知し、丁寧に親身になって、迅速に事態に対応します。

- ① 人権教育・道徳教育の充実を図るとともに、命を大切にすることを活動全般で実施する。
- ② 子どものお小さなサインを見逃さず、未然防止・早期発見・早期対応に組織として対応する。
- ③ 異質な行動や過激な言動等の現象に至る背景を探り、子どもや保護者の真の思いをくみ取る。
- ④ 問題を教職員個人や学校・幼稚園・保育所だけで抱え込まず、関係機関等と連携して解決に取り組む。

めざす子どもの姿

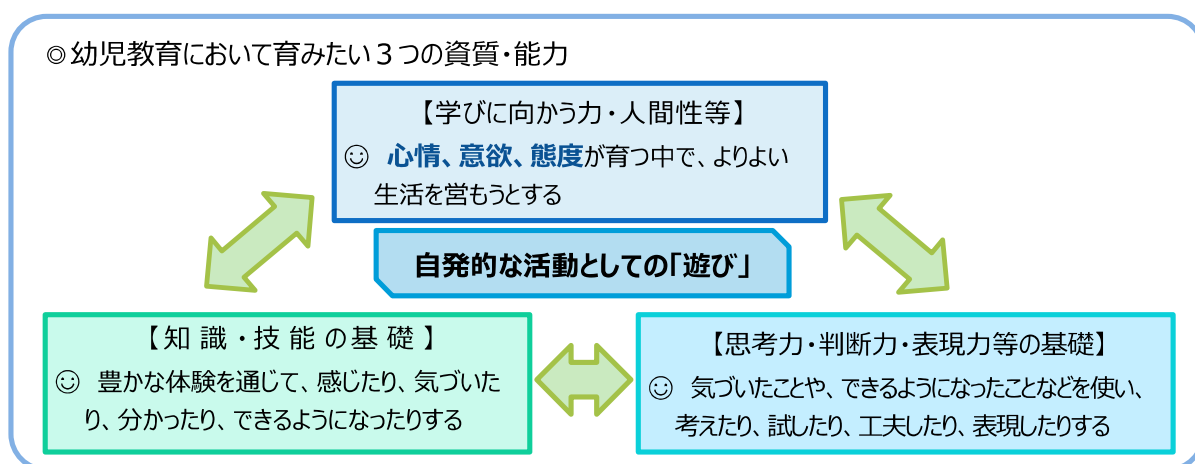


1 幼児教育

幼児期は、小学校以降の生活や学習の基盤となる『豊かな心』を培う大切な時期です。

自発的な活動としての「遊び」は、幼児にとって重要な学習です。「遊び」を通した直接的・具体的な体験の中で、感性をはたらかせて良さや美しさを感じ取ったり、不思議さに気づいたり、できるようになったことなどを使いながら試したり、いろいろな方法を工夫したりすることができます。

そこで幼稚園・保育所では、発達に必要な体験が得られる適切な環境を構成し、自発的な活動としての「遊び」を重ねる中で幼児一人ひとりの資質・能力を育みます。また、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、『豊かな心』を培うための総合的な保育を行います。



目標 1 環境を通して行う総合的な保育の実施

幼児が意欲をもって主体的に活動を行うために必要な環境を、幼児一人ひとりの行動の理解と予想に基づいて計画的に構成し、適切に設定することが重要です。

幼稚園・保育所では、幼児相互の関わり合いの中で、次の5領域のねらいに基づいた具体的な活動（遊び・体験）による総合的な保育により、幼児の資質・能力を育みます。

健康：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養います。

人間関係：他の人々と親しみ支え合って生活するために、自立心を育てるとともに、人と関わる力を養います。

環境：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養います。

言葉：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養います。

表現：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、豊かな創造性を育みます。



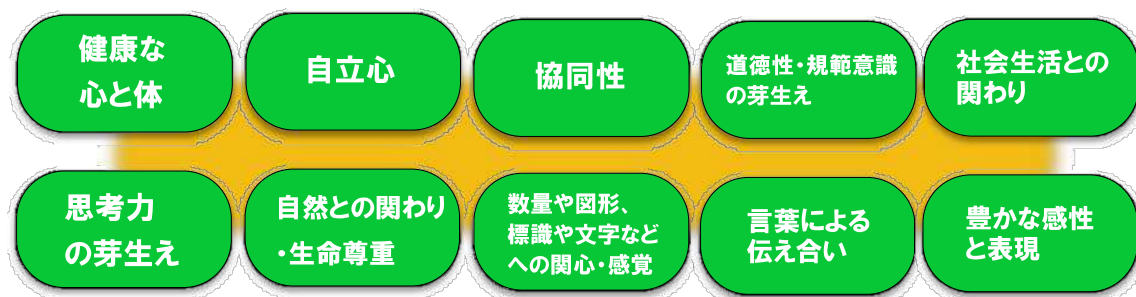
目標2 一人ひとりの幼児の特性に応じた保育の充実

幼児一人ひとりの家庭環境や生活経験は、それぞれ異なります。そのため、人や事物への関わり方や環境からの刺激の受け止め方もそれぞれ違います。

幼稚園・保育所では、幼児一人ひとりの発達特性（その幼児らしい見方、考え方、感じ方、関わり方など）を理解し、その特性やその幼児が抱えている発達の課題を把握し、その幼児らしさを損なわないような指導と適切な評価を行います。また、障がいのある幼児や海外から来た幼児など、特別な配慮を必要とする幼児へのきめ細かな保育を充実させます。

◎ 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

幼児教育において育みたい3つの資質・能力を、幼稚園・保育所修了時の具体的な姿として示したものを、幼稚園・保育所では、この「10の姿」を念頭に、幼児の姿を見取り、日々の保育に反映させます。



注：小学校入学に向け「育ってほしい姿」を表したものであり、幼稚園・保育所修了時に完成されるものではない。幼児の発達の違いや特性により育ちは様々であることに留意して保育を行っていく必要がある。

目標3 安全・安心な環境づくりと保育力の向上の推進

近年、子どもの育ちは変化しており、このことが基本的な生活習慣の欠如や運動能力の低下、コミュニケーション能力不足等、様々な場面に現れています。幼稚園・保育所では、その機能を生かした子育ての支援が求められます。

安全・安心な施設環境の整備を図るとともに、教職員の資質・能力の向上、小学校以降の教育を意識したカリキュラムの作成や保幼小中連携により、教職員全体の保育力を高めます。

目標4 家庭生活との連続性を踏まえた保育の充実

社会状況の変化により、保護者が家庭で十分に子どもと関わるのが少なくなり、子育てに不安をもつ保護者も増えていることから、幼児の育ちを関係機関等と連携して支援します。幼児が安心して幼稚園・保育所で過ごすためには、家族の愛情を感じ取れることが重要です。

また、家庭と連携・連動しながら、一人ひとりの幼児の発達に配慮して基本的な生活習慣を身に付けさせます。保護者に寄り添い、幼児教育への理解を深めるための機会を設けます。

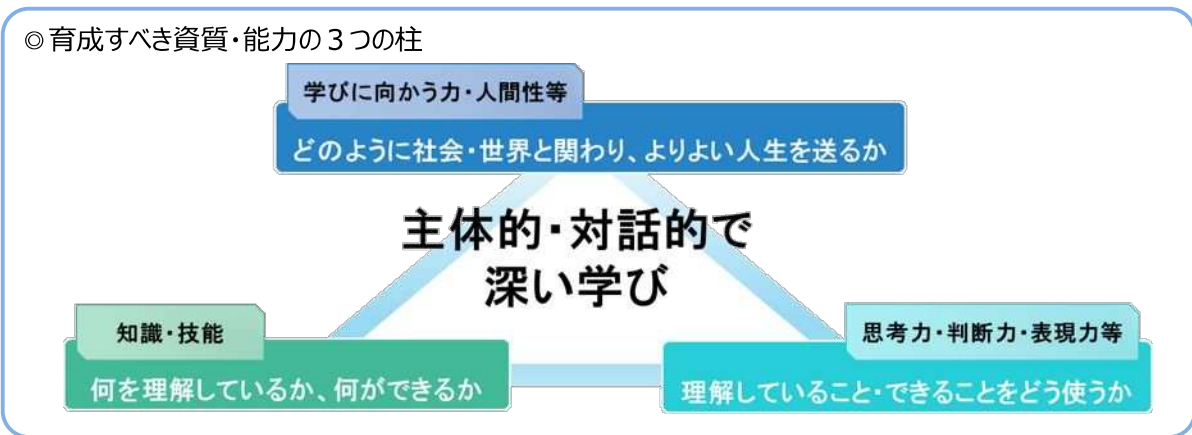
2 小中学校教育

国際化・情報化が急速に進展し、目まぐるしく変化する社会の中で、川越の将来を担う主役は子どもたちです。学校は地域と協働する中で、「確かな学力」「豊かな情操」「健やかな体」をバランスよく育成することを通して、未来を切り拓くための「資質・能力」を身に付けさせることにより、誇りと自信に満ち、故郷川越の「ヒト・モノ・コト」に興味・関心の高い自立した子どもたちの育成を目指します。

子ども一人ひとりが夢や目標をもち、意欲的に学びと向かい合い、感性をはたらかせ、仲間と協力して課題の発見・解決に粘り強く取り組むためには、『豊かな心』の育成が必要です。

小中学校では、子どもたちの『豊かな心』を培うことを土台として、社会で生きていく力を育む教育を行います。

◎ 育成すべき資質・能力の3つの柱



目標 1 未来を切り拓く資質・能力の育成

時代環境の急速な変化により、新しい教育の在り方が求められています。

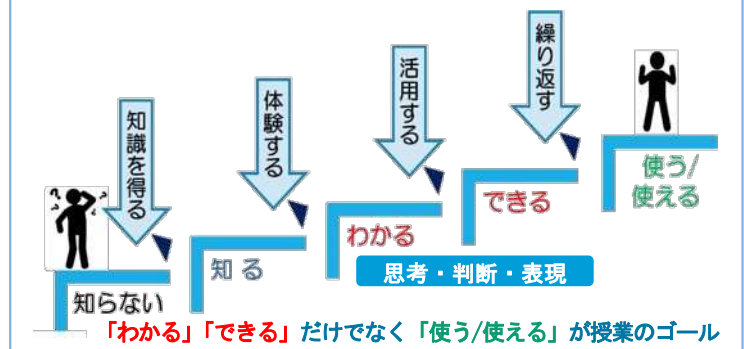
とすれば知識・技能の習得に終始していた古い学力観から脱却し、育成すべき「資質・能力」をバランスよく身に付けさせていくことが重要です。つまり、これまでの「学ぶ＝理解する・できる」だけではなく、「使える」ことも学びの要素となります。知識・技能の活用は、自ら課題を見出し、改善を図ろうとする姿勢の育成にもつながります。

各教科等には、その教科等で育成すべき資質・能力があります。各教科等の特質に応じた“物事をとらえる視点や考え方”が、学習指導要領に明示された「見方・考え方」（16・17 頁参照）です。この「見方・考え方」は、日々の学習だけではなく、子どもたちの今後の生活においても重要なはたらきをするものです。

小中学校では、「見方・考え方」を軸とし

た「主体的・対話的で深い学び」の実現により、未来を切り拓く「資質・能力」の育成を図ります。

● 「何ができるようになるのか」 身につくまでの4つのステップ



▶ 目標 1 – (1) 確かな学力と社会参画力の育成

① 学力の向上・定着・活用の推進

学習する子どもの視点に立って授業等を組み立てることから「主体的・対話的で深い学び」は始まります。必要な指導内容（何を学ぶのか）を検討し、子どもたちの学ぶ姿（どのように学ぶのか）を具体的に考えます。つまり、教え方《教員視点》から、学び方《学習者視点》への変換です。この変換により、一人ひとりの子どもたちを主語にし、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた授業改善につなげていきます。

授業改善については、「川越スタンダード」による学習規律の徹底及び「めあての提示・振り返る活動」、「少人数（習熟度別）教育」、「全国学力・学習状況調査等の活用」、「一人1台端末の活用」等を充実させることにより、子どもたちの主体的・対話的で深い学びによる学力の向上・定着・活用の推進を行います。

② 特別支援教育の推進

発達障害を含む特別な支援を要する子どもたちが増えてきています。支援を要する子どもたちが、中学校卒業後も地域で暮らしていけるように、早期からの一貫した支援により自立と社会参画に必要な力の育成を行うとともに、インクルーシブ教育に取り組みます。

また、合理的な配慮の提供とともに、個別の指導計画に基づきながら、通級指導教室の活用や学習支援員・生活支援員等の配置により、一人ひとりの特性に応じた指導・支援の充実を図ります。

③ グローバル教育の推進

グローバル化が進む中、子どもたちが国際的な視野をもち、外国語で自分の意見や考えを発信する力が求められています。

異文化の理解を深め、共感力を培うとともに、外国人英語指導助手(A L T)の配置による外国語活動・外国語科の充実を図ることで、英語を使ったコミュニケーション能力を育成します。

④ 情報教育の推進

一人1台端末の環境にある中で、ICT機器を文房具のように活用するとともに、ICT機器の特性や強みを生かすことにより、情報活用能力の育成や学習効果の向上を促進します。

また、プログラミング教育の推進により論理的思考力を育成するとともに、インターネット等の利用におけるルールやマナー、著作権や個人情報の保護等、情報化社会における基礎的・基本的な知識及び技術並びに情報モラルを育成します。

⑤ キャリア教育の推進

様々な教育活動を通じ、「基礎的・汎用的能力」を身に付け、生涯にわたる社会的・職業的自立ができるよう、キャリア教育の充実を図ります。

係活動や委員会活動、行事や体験活動など、発達段階に応じて適切に役割をもたせることで、子ども自身に有用感・達成感を感じさせるとともに、外部人材を活用して社会との接点を意図的に設け、夢や目標をもつことの大切さや将来のために学ぶ必要性について気づかせる指導を行います。

◎通級による指導 ～川越・朝日通級指導教室～

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、子どもの発達の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行うことを通級と言います。

通級では、各教科の内容を補充するための指導ではなく、学習上・生活上の困難の改善または克服を目的とする指導を行います。

十分に効果をあげるためには、保護者と担任、両方の理解と協力が必要です。

川越・朝日通級指導教室



- * 川越南小学校内に設置
- * 対象：川越北小、川越南小、朝日小
- * 原則、保護者の送迎が必要
- * 週1回程度、45分の個別指導が中心
- * 校内特別支援委員会にて協議の上、各町教育委員会事務局に申し出る。

▶目標1-(2) 豊かな情操といじめや差別を許さない力の育成

① 人権教育の推進

人権尊重は、学校教育における様々な学びの根幹であり、非認知能力の一部でもあることから、人権感覚豊かな子どもたちを育成します。

人権教育を進めるに当たっては、部落問題や、障害者、外国人、子ども、女性への差別等、あらゆる人権問題の解決に向けて、子どもたち自身が自分の人権を守り、他者の人権を守るために実際に行動できるかが課題となります。

そのためには、子どもたちがいじめや差別について、「しない」「許さない」そして「相談できる勇気をもてる」ようになるために、さまざまな人権問題の解決に必要な知識や意欲・態度、実践力を身に付けさせます。

また、学校の教育活動全体を通して子どもたち一人ひとりの学力と進路の保障を図るとともに、教職員自らが人権尊重の精神に立ち、様々な課題を抱えた子どもたちが目の前にいるという認識のもと、発達段階を踏まえた教育課程づくりや人間関係づくり、環境づくり、学習活動づくり等に取り組みます。

② 道徳教育の推進

子どもたちが人間尊重・生命尊重の精神の下、公共心や規範意識、人間関係を築く力や自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と実践力を身に付けさせるために、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりが自分自身の問題ととらえ向き合う、考え・議論する道徳教育を推進します。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実に向け、道徳教育に係る全体計画や年間指導計画等を整備します。また、「道徳の時間」の授業を計画的に公開し、家庭や地域との共通理解を深め、連携が図られるよう取り組みます。

③ 文化芸術活動と読書活動の推進

子どもたちの豊かな感性や情操を育むために、美しいものや優れたもの、世の中の伝統・文化に触れる機会やモノづくり等の体験活動を ICT や地域人材を活用して数多く設けていきます。また、教科・総合的な学習

の時間等において、子どもたちが作品等を通じて表現、発表する機会の充実を図ります。

また、読書活動は、使う言葉の幅が広がり表現力が向上し、より豊かな会話につながります。いろいろな考え方に接したり、想像力を膨らませたりすることにより、共感力や発想力が生まれ、さらには、人生の道しるべになることもあります。学校図書室の充実はもとより、小学生に、町オリジナルブックリスト「読書旅行」を配付し、家庭や地域における子どもの読書習慣の定着や学校全体での日常的な読書活動を促進します。

▶ 目標 1 – (3) 基礎となる健康・体力と危機回避能力の育成

① 体力・運動能力向上の推進

子どもたちの運動習慣の確立や体力・運動能力の向上は、生活習慣病の予防の観点も含め、生涯にわたるスポーツライフを実現する資質・能力や豊かな人間性・社会性の育成につながります。

体育科・保健体育科の授業はもとより、特別活動や運動部活動等の教育活動と相互に関連させながら、学校の教育活動全体を通じて体力の向上に取り組みます。そのため、まずは運動ができない子どもであっても体を動かすことが好きになり、その楽しさや喜びを味わえるようにしていきます。

② 健康教育の推進

生涯にわたり健康を保持増進していく上で、子どもたちが自らの健康課題に気づき、解決するための資質や能力を高めるとともに、安全な行動選択を実践する力が求められています。薬物乱用、喫煙、メンタルヘルス等、子どもたちを取り巻く課題に的確に対応し、子どもたちが健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身に付けさせるために、家庭や地域の専門機関等と連携を図っていきます。

③ 食育の推進

近年、家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、偏った栄養摂取、不規則な食事等、子どもたちの食生活にさまざまな課題が見られます。食事は、生きる上での基本であって、「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食習慣を実践できる力を育むことが大切です。

栄養教諭（学校栄養職員）や食育担当を中心に、食に関する授業等の充実を図るとともに、給食（昼食）の時間を通して、子どもたちが食生活に関する基本的習慣やマナー、栄養に関する知識を身に付け、健康的な食生活を送れるよう指導していきます。また、「早寝、早起き、朝ごはん」などの生活習慣の重要性を、家庭と連携しながら啓発していきます。

④ 防災・安全教育の推進

近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や、年々勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こり得る」災害に備えるため、子どもたちが「自分の命は自分で守る」という意識を基本として、「学校における防災の手引き」や各校の「危機管理マニュアル」をもとに、発達段階に応じた防災学習、防災訓練等を実施します。また、防災教育や対策を特別な活動と考えるのではなく、日々の学校生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる「防災の日常化」を家庭・地域の協力とともに推進します。

防犯・交通安全教育については、子どもたちが事件・事故の当事者とならないよう交通ルールやマナー、地

域安全マップの周知を図るとともに、各関係機関と連携した防犯・交通安全教室等を実施していくことにより、家庭・地域からの協力を得ながら推進します。

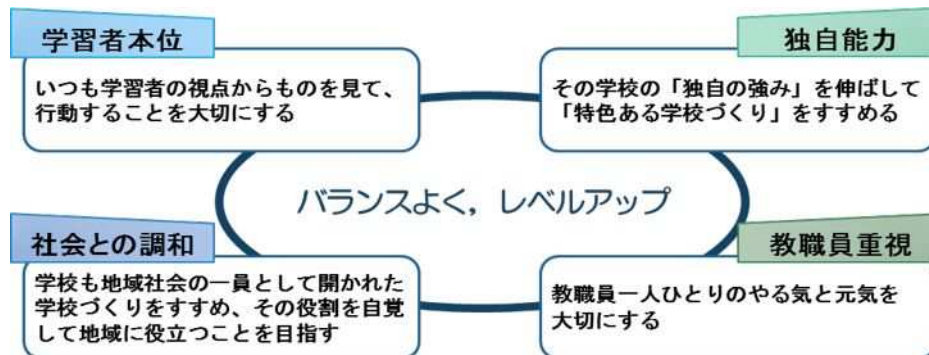
目標 2 学校教育力の向上と教育環境の整備

社会情勢の変化に伴い、学校教育を取り巻く課題が多様化・複雑化する現代においては、一人ひとりの教職員のさらなる資質向上・指導力向上が求められています。一方で、労働時間の基準は、労働基準法においては1日8時間、週40時間、三重県の条例においては1日7時間45分、週38時間45分となっています。このことを念頭に置きながら、教職員が健康で、子どもたちと向き合う時間の確保ができるよう、時間外労働の上限時間の遵守と総勤務時間の縮減に向け、働き方を常に見直していく必要があります。

学校は、諸課題に適切に対応できる教職員の育成をめざし研修の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携による「チーム学校」体制を構築し、組織力による諸課題への対応が必要です。

また、子どもが将来に向かって夢や希望を抱き未来を切り拓く資質・能力を育むためには、安全で快適に学び、安心して過ごせる学校づくりが求められています。学校施設の整備推進に取り組むとともに、学校で遊びたい、勉強したいという気持ちをもたせるため、まずは話しやすい、相談しやすい、質問しやすい関係づくりを土台として、ほっと安心のできる学級、学校づくりを行っています。

◎三重県版：学校マネジメントシステムの基本理念



① 学校マネジメントの質的向上とカリキュラム・マネジメントの推進

学校マネジメントシステムに基づく学校自己評価を行う一方で、学校運営に関し意見を述べていただくために学校評議員を、学校運営の状況について評価を行っていただくために学校関係者評価会議委員をそれぞれ配置し、学校運営の改善を図り、地域の方々とともに教育水準の向上に努めています。

また、カリキュラム・マネジメントを確立し、各学校の教育目標を踏まえた教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的資源の確保、体制の確立、実施状況に基づく改善を通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

② 教師力の向上とコンプライアンスの推進

子どもたちの資質・能力を育み「社会で生きていく力」を身に付けさせるために、主体的・対話的で深い学びに向けての授業改善を推進するとともに、子どもと一緒に学び続ける教職員を支援します。学校においては

OJT を推進し、授業研究を中心とした校内研修の充実や活性化を図り、学校自らが、よりよい学校づくりを進めていくため、校長をはじめとするすべての教職員のマネジメント力の向上を図ります。

また、信頼される学校づくりに向け、あらゆる機会を通して服務規律の確保について周知徹底します。

③ 異校種連携の推進

幼稚園・保育所から小学校への就学、小学校から中学校への進学に当たっては、生活環境や学習環境が著しく変化し、小1プロブレム、中1ギャップ等の課題が生じやすくなります。

このことから、「川越中学校区教育懇談会」のもと、保幼小中の保育士・教職員等が連携・交流し、それぞれの教育の違いを理解し合い、幼児・児童・生徒に不安や迷いなどを感じさせないよう連続性を大事にしています。

④ いじめや暴力のない安全・安心な学校づくりの推進

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止・早期発見・早期対応に向け、個に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員（ポレポレ）の配置などにより、学校における生徒指導体制の充実を図ります。加えて、学校と家庭、地域、関係機関が連携し、大人が協力して子どもたちを見守る環境整備を行います。

学校においては、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを生まないように、豊かな人間性の育成に向けた教育活動等の推進による未然防止を図るとともに、子どもを対象としたアンケートや教育相談などを通じて早期発見・早期対応に努め、いじめ問題の解決に向けた取組が形骸化しないよう努めます。

⑤ 働きやすい環境づくりの推進

子どもや保護者、地域の価値観の多様化・複雑化、関係者からの意見・要望の増加により、教職員の業務はますます多忙化の一途にあります。このような中で、教職員が元気で意欲をもって子どもと向き合う時間の確保は喫緊の課題です。

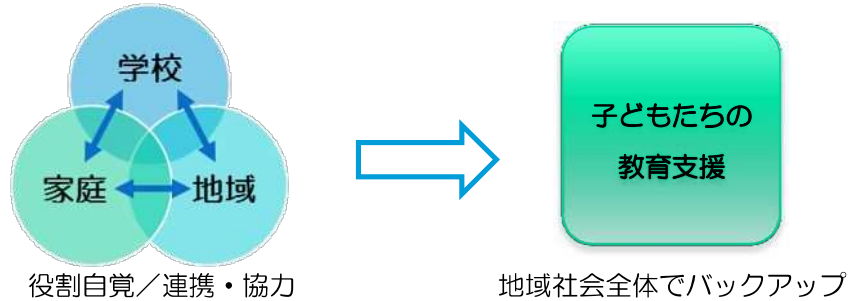
そのため、業務改善に対する教職員の意識向上を図りながら、教職員が協力・協同し合い、休暇を取得しやすいような学校づくりを通して、時間外労働の上限時間の遵守と総勤務時間縮減の取組を促進していきます。また、教職員の心身のストレスの増加に対応し、一人で問題を抱え込まないような相談体制の確立や労働安全衛生等のメンタルヘルス対策による働きやすい環境づくりを推進します。

目標3 家庭・地域とともにある学校づくりの推進

学校は、地域という支えの中であってこそ、子どもたちを育てるという役割と機能を発揮できます。子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育に係る課題が複雑化・多様化している中では、家庭・地域の協力が不可欠です。また、子どもたちの資質・能力を育み「社会で生きていく力」を身に付けさせるには、「より良い学校教育を通してより良い社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」の編成が必要となります。

小中学校では、「開かれた学校」の理念を更に進め、学校と社会の連携及び協働により地域の子どもたちを育む「家庭・地域とともにある学校づくり」を推進します。

◎ 家庭・地域とともにある学校づくり



① 開かれた教育課程の推進

子どもの学校生活や学校の教育方針を保護者や地域住民が正確に理解し、意見交換することは、学校と保護者や地域が連携を進めるうえで、不可欠なことです。学校が子どもの学校生活に関する情報を積極的に提供し、保護者や地域住民の学校教育活動への参加を通じ、互いの問題認識を深めるなど、複数の目で子どもの成長を見守る必要があります。

そのため、学校においては、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した保護者・地域との連携を図ったりしながら、開かれた教育課程の推進を図り、子育て環境を促進する協力体制づくりに広い視野で取り組みます。

② 地域資源を活用した郷土教育の推進

故郷川越に誇りと愛着をもち、まちづくりの担い手として、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の育成を目指して、川越について学び、考え、関わり、広めるための学習を実施します。また、総合的な学習の時間やクラブ活動等の時間を利用して、地域の方々の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動を取り入れます。子どもたちに対しては地域の行事、児童館等の活動への参加を呼びかけたり、ボランティア活動の促進を行ったりする中で、地域とのつながりを深めます。

③ 家庭・地域の教育力向上と子育て支援の推進

社会全体で子どもを育てるためには、学校、家庭、地域の連携は不可欠です。核家族化、地域コミュニティの希薄化などで孤立しがちな保護者が、互いに子育ての悩みや不安を共有し、解決策を学ぶ機会をもち、子育てに喜びをもって取り組める環境づくりが大切です。

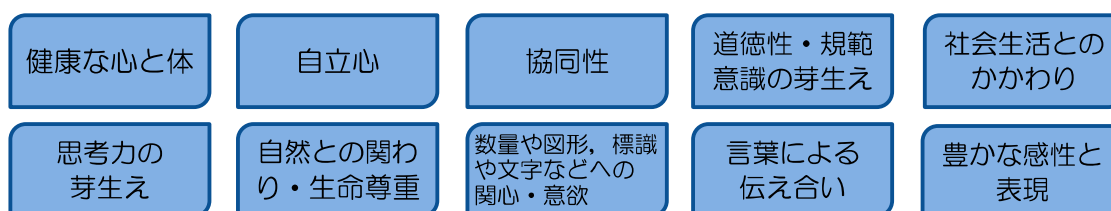
そのため、子育てに関する情報や取組の状況を提供し、保護者・地域の人々が行事や事業に意欲的に参加するように喚起していきます。学校においては、家庭教育講座などの学びあう機会や、地域の行事、スポーツ・文化活動などを通して地域コミュニティとの連携を強化し、地域に開かれた学校づくりを進める中で、家庭の教育力の向上・支援に取り組めます。

参 考 資 料



◎ 小学校の学びにつながる幼児期の姿

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を、小中学校の教育目標である「確かな学力」「豊かな情操」「健康・体力」で分類すると、以下のようにまとめることができます。



確かな学力につながる《学びの芽生え》

- ◎ 身近な環境に主体的に関わり、考えたり、試したりして工夫しながら物事をやり遂げようとする姿
- ◎ 自分の考えや感じたことを相手に分かるように伝えたり、友達や先生の話に関心を持ち、進んで聞いたりする姿
- ◎ 生活や遊びを通して感じたことや考えたことなどを、様々な方法で自由に表現することを楽しむ姿
- ◎ 数量や図形、標識や文字などに関心を持ち、生活の中でこれらを使って考えや気持ちを伝える姿
- ◎ 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう姿

豊かな情操につながる《周囲との関わり》

- ◎ 様々な人への信頼感を持ち、協力したり、いっしょに試行錯誤したりしながら遊びを展開する姿
- ◎ 相手も自分も気持ちよく過ごすために、してよいことと悪いことについて考えたり、互いに思いを主張しつつ折り合いをつけたりするなど、自分の気持ちを調整する姿
- ◎ 身近な動植物など命あるものに親しみをもって接し、いたわったり大切にしたりする姿
- ◎ 生活の中で様々なものに触れ、その性質や仕組みに興味をもつとともに、身近な物を大切に作る姿
- ◎ 様々な音、色、形、手触り、動きなどに気づくとともに、美しいもの・出来事に触れイメージを豊かにする姿

健康・体力につながる《運動・生活習慣》

- ◎ 十分に体を動かす気持ち良さを味わい、自然の中で自分から進んで遊ぶようになる姿
- ◎ いろいろな遊びの場面に応じて、全身を使って活動し、体を動かす楽しさを味わう姿
- ◎ 集団での生活の中で自分たちの活動に見通しをもって取り組み、安全について気をつける姿
- ◎ 友達や先生と一緒に食べることを楽しみ、進んで食べようとする姿
- ◎ 衣服の着脱、食事、排せつ、片付けなど生活に必要な活動を始めた、自分のことは自分でする姿

◎各教科等の特質に応じた見方・考え方

教科等	見方・考え方
<p>国語</p> <p>「言葉による見方・考え方」</p>	<p>【小・中学校】</p> <p>自分の思いや考えを深めるため、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉え、その関係性を問い直して、言葉への自覚を高めること</p>
<p>社会</p> <p>「社会的な見方・考え方」</p>	<p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会的事象の見方・考え方 社会的事象を、位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係に着目して捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること <hr/> <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会的事象の地理的な見方・考え方（地理的分野） 社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結びつきなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること ●社会的事象の歴史的な見方・考え方（歴史的分野） 社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差違などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること ●現代社会の見方・考え方（公民的分野） 社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること
<p>数学</p> <p>「数学的な見方・考え方」</p>	<p>【小学校】</p> <p>事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、根拠を基に筋道を立てて考え、統合的・発展的に考えること</p> <hr/> <p>【中学校】</p> <p>事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること</p>
<p>理科</p> <p>「理科の見方・考え方」</p>	<p>【小・中学校】</p> <p>〔見方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー」を柱とする領域：主として量的・関係的な視点で捉えること 「粒子」を柱とする領域：主として質的・実体的な視点で捉えること 「生命」を柱とする領域：主として多様性と共通性の視点で捉えること 「地球」を柱とする領域：主として時間的・空間的な視点で捉えること <hr/> <p>〔考え方〕</p> <p>学習活動の中で、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて、自然の事物・現象の中に何らかの関連性や規則性、因果関係等が見いだせるかなどについて考えること</p>
<p>生活科</p> <p>「身近な生活に関わる見方・考え方」</p>	<p>【小学校】</p> <p>身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現しようとする事</p>
<p>音楽</p> <p>「音楽的な見方・考え方」</p>	<p>【小学校】</p> <p>音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること</p> <hr/> <p>【中学校】</p> <p>音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること</p>

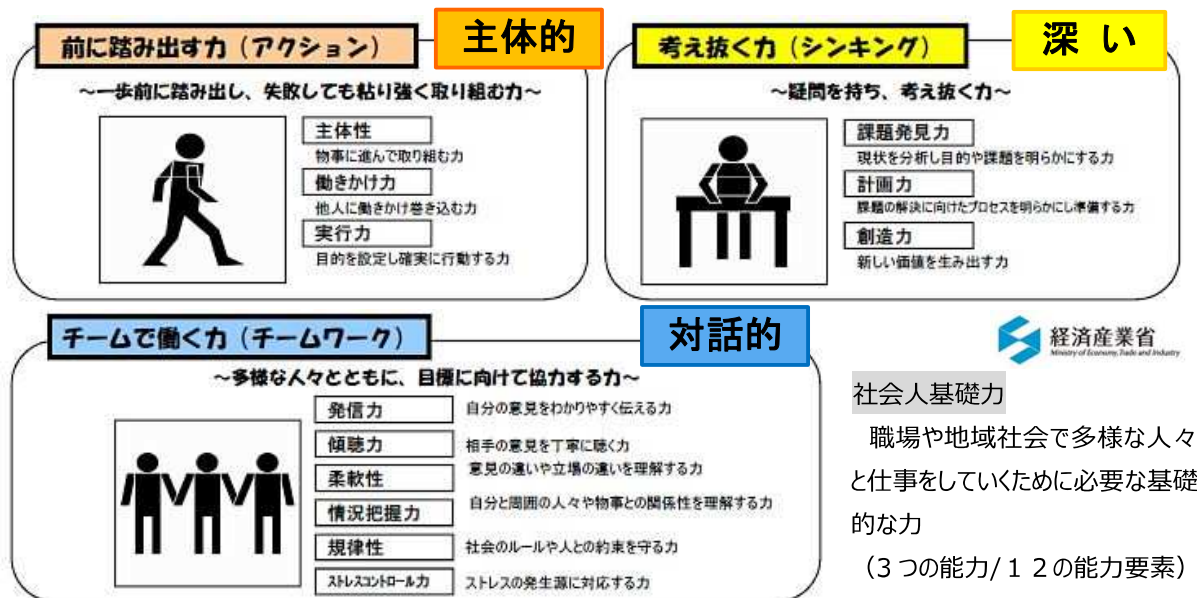
教科等	見方・考え方
図画工作/美術 「造形的な見方・考え方」	【小学校】 感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと 【中学校】 感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと
家庭/技術家庭 「生活の営みに係る見方・考え方」 「技術の見方・考え方」	【小・中学校】 【家庭分野】 家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること 【技術分野】 生活や社会における事象を、技術との関わりの視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること
体育/保健体育 「体育の見方・考え方」	【小・中学校】 運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること
保健/保健体育 「保健の見方・考え方」	【小・中学校】 個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること
外国語活動 外国語 「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」	【小・中学校】 外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じた、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること
道徳 「道徳科における見方・考え方」	【小・中学校】 様々な事象を、道徳的諸価値の理解を基に自己との関わりで（広い視野から）多面的・多角的に捉え、自己の（人間としての）生き方について考えること ※（ ）内は中学校のみ
総合的な学習の時間 「探究的な見方・考え方」	【小・中学校】 各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けること
特別活動 「集団や社会の形成者としての見方・考え方」	【小・中学校】 各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけること

※ 文部科学省：「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」及び、「小・中学校学習指導要領（各教科）解説」参照

◎「主体的・対話的で深い学び」と社会人基礎力

社会で生きていく力の土台となる『豊かな心』は、「主体的・対話的で深い学び」の中で培うことができます。

下の図は、経済産業省が定義した「社会人基礎力」ですが、これはそのまま「主体的・対話的で深い学び」と相対しています。また、それぞれの具体的な能力要素は、『豊かな心』を培うために必要な非認知能力と密接に結びついていることがわかります。



◎川越スタンダード ～小中学校で共通した学びのルール～

川越町では、小中学校で共通した学びのルール「川越スタンダード」による指導を行っています。全教職員で「川越スタンダード」に取り組むことで、以下の効果を狙っています。

- ① 統一した指導により、子どもの迷いがなくなります。
- ② 共通したルールが継続されることで、進級・進学時のスタートがスムーズになります。
- ③ 落ち着いた雰囲気での授業を行うことができ、子どもが集中しやすくなります。
- ④ 子どもを注意することが減り、人間関係がよくなります。授業中の無駄な時間も減ります。
- ⑤ 小中学校の段差が無くなり、連携が強化されます。

教室環境を整えることは、安心して学ぶ場所づくりの出発点です。児童・生徒には、「町の共通した取組である」とこと、「みんなのための大事なルールである」ことを伝え、全教職員で「川越スタンダード」による指導を徹底します。

川越スタンダード
みんなで作る「たのしいがっこう」・「ほもどもにやさしいがっこう」

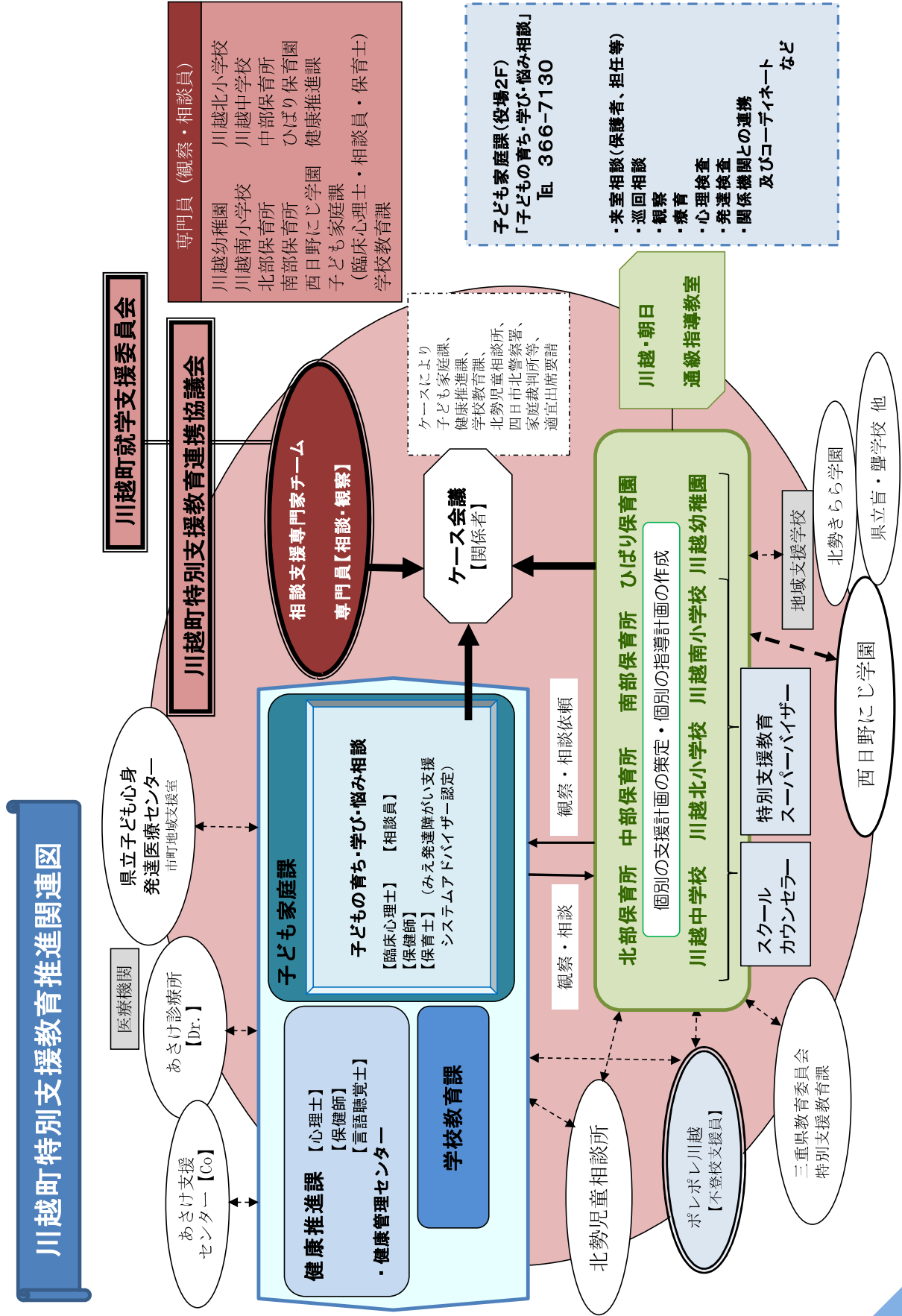
かわこえちょうの子どもたちが、みんなで作るルール「かわこえスタンダード」です。みんながこれをもっと、よいがっこう、よいがっこうをつくりましょう。

1. せいりせいとん（環境整備）
 - つくえの中、つくえのまわり、ロッカーをいつもきれいにします。
 - ロッカーの上には、きめられたものをおきます。
 - どうこうしたら、あさのじゅんぴをしてランドセルをロッカーの中にいれます。
2. じゅぎょうのルール
 - チャイムがなったら、すぐにじぶんのせきにつきます。
 - がくしゅうにひつようなものだけ、つくえの上にだします。
 - わずれものをしてしまったら、やすみじかんのうちに、せんせいにいいます。
 - ひとはなしは、はなすひのこをおみてききます。
 - なまえをよべば、へんじをします。
 - はっぴょうするときは、はつきりと、みんなにきこえるようにはなします。
 - ていねいなことばで、さいごまでしっかりとはなします。
 - つぎのじゅぎょうのじゅんぴをしてから、やすみじかんにはいります。
3. じゅぎょうのあいさつ（起立・礼・着席）
 - 「きりつ」→いすをいれてたちます。つくえのれつをそろえます。
 - 「れい」→ていねいな「れい」をします。
 - 「ちゃくせき」→ずわったあとは、だまって前をむきます。

1) 「川越スタンダード」は、川越中学校区教育懇談会/生徒指導部会で協議し、作成されました。

2) 「川越スタンダード」は、小学校1年生用、2・3年生用、高学年用、中学校用があります。

◎川越町の特別支援教育連携のイメージ



◎『ポレポレ川越』 ～川越町不登校支援事業～

「ポレポレ川越」は川越町教育委員会事務局に設置された機関で、学校に行きづらい子どもを対象にした支援を行っています。

活動内容

～「ポレポレ」とは、スワヒリ語で「ゆっくり」という意味です。～

原則として、毎週、月曜日、水曜日、金曜日の3日間、3名体制で不登校児童・生徒への支援活動を行います。

- 支援員と子どもの会話を深めることから、学校へ登校するための“エネルギー”を蓄えていきます。
- 子どもの生活リズム改善の手伝いや、補足的な学習を行います。
- 家庭訪問やポスティングを行い、家庭内に閉じこもりがちな状態から、少しでも外に出かけられるように、はたらきかけをします。

活動の拠点：あいあいセンター3階 和室



【ポレポレの支援の基本】

ポレポレに関わる子どもたちは、「自分は学校に行けないダメな子」というイメージをもっている場合が多いです。ポレポレの支援者は、その子にとっての「心の居場所づくり」を第一に、自尊感情を高めることに主眼を置いていきます。自分が安心できる居場所ができてこそ、他者との関係も改善していくことにつながると考えます。

【ポレポレの支援の基本】

ポレポレの活動内容は、支援者ではなく、子どもたちが「自ら決める」ことにしています。自分で決められないときは、支援者が提案して、子どもたちが選択します。子どもが自分で決めたことに対しては、支援者は「良い・悪い」ではなく、「自分の意思で選択できたこと」に注目して見守ります。

【保護者や学校との連携】

「支援者と保護者は、ともに力を合わせて子どもを支援していく仲間」として、協力関係を創ることに力を入れています。

担任をはじめ、学校教職員と保護者とのつながりを深めるお手伝いをします。

有効な支援につなげるために、学校・行政機関との連携の場に参加することもあります。

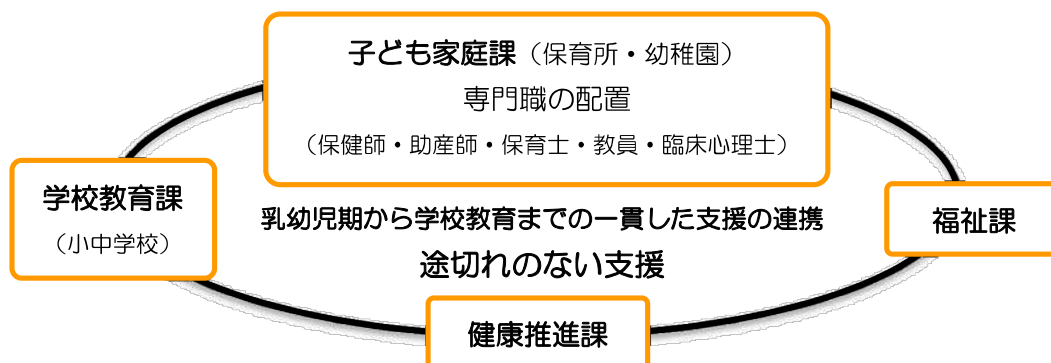


申し込みの方法

ポレポレによる不登校生の支援を希望する場合、保護者と学校で相談の上、学校教育課担当（TEL366-7121）まで、電話にて申し込みます。その後、ポレポレ支援員と保護者、担任で協議をし、望ましい支援方法を考えていきます。

◎ 子どもの育ち・学び・悩み相談

関係課が連携して、町内の子どもの発達支援と保護者相談を行っています（34 頁参照）。



□ 活動内容

- ◆ 保育所、幼稚園、小中学校の要請に応え、子どもの観察を行うとともに、適切な支援について助言をします。→アウトリーチ型支援
- ◆ 子どもの発達や子育てに困り感のある保護者・教員等の悩みに応え、子どもとの関わり方等について相談します。
- ◆ 必要に応じて、子どもの発達検査・知能検査を行います。
- ◆ 幼児を対象とした療育、「運動あそび教室」「遊びの教室」を実施しています。

□ 就学相談・巡回相談

就学相談…子どもたちの就学に向けて、発達の面や集団生活上で特別な教育的支援が必要と思われる、5 歳児、小学 6 年生、中学 3 年生及び、転籍希望者を対象にした相談。

保護者の同意のもと、専門員が子どもの観察を行い、その結果を基に、望ましい就学先について、就学支援委員会で協議します。

巡回相談…保育・教育をしていく中で気になること（ことばの遅れ、友だちとうまくかかわれない、落ち着きがない等）のある幼児・児童・生徒を対象にした相談。専門職員が各学校園に出向き、望ましい支援方法について、協議します。

□ 相談支援ファイル《ぼっけ》 - パーソナル・カルテ -

相談支援ファイル《ぼっけ》とは、子どもたちの発達特性や保護者の教育的ニーズに応じた「教育的支援」を乳幼児期から学校卒業まで一貫して行っていくための大切な情報を集めたものです。子どもの状況を記入したり、関係機関で渡された資料を綴っていきたりすることで、成長の過程を振り返ることができるものになっています。

保幼小中の中で、適切な支援が継続して行われるだけでなく、医療や福祉との連携の際にも、有効に活用できます。



Ⅱ 川越町の社会教育

基本方針

『豊かな心』を土台とした生涯現役力の育成支援

『豊かな心』を土台とする社会教育

◎ 社会教育で培う『豊かな心』とは

家庭内をはじめ地域内、職場内など社会生活を営む中で培われるもので、生涯現役力^(※)を高めるための土台となるもの

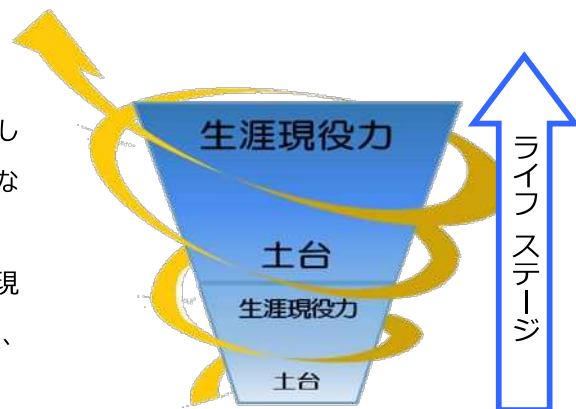
※生涯現役力とは・・・年齢にかかわらず、それぞれのライフステージにあった知・情・意を育てることにより、生涯にわたり健やかで生きがいをもって生活していく力

人生100年時代を迎える中で予測困難な社会を乗り越えていくためには、一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することが可能となり、その成果を適切に生かしていける社会の実現が図られなければなりません。

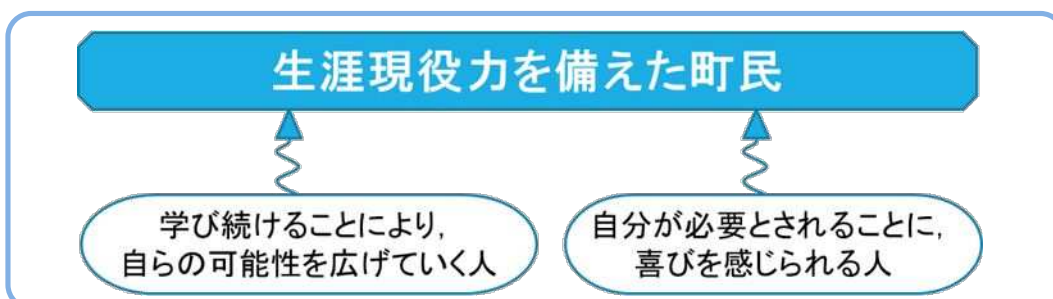
そのためには、それぞれのライフステージにあった社会との関わり方を大切に「生涯現役力」を育成する必要性が一層高まっています。

『豊かな心』を土台として「生涯現役力」が充実していきます。「生涯現役力」が充実すれば、新たな『豊かな心』が土台となります。

このような、正のスパイラルを起こしながら、生涯現役力が向上、発展していくことを支援していくために、次の各目標の達成に向けて取り組んでいきます。



めざす町民の姿



目標 1 温もりのある家庭・地域づくりの推進

次世代の社会を担う子どもたちの健やかな成長が将来のまちづくりの基礎となります。

子どもの発達段階・年齢等に応じ、保護者が子どもに行う「しつけ」などの家庭教育は、すべての教育の出発でもあります。

また、子どもは家庭以外の学校や地域の様々な人たちと関わり、見守られながら成長していきます。

しかし、昨今の家庭の形態は、共働き世帯の増加や多世代世帯の割合の低下による核家族化、少子化が進んでおり、子育てに関する不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに困難を抱える家庭も増えてきています。このような社会情勢と相まって、地域における人と人との関係が希薄化するとともに、地域行事や地域活動などへの関心の低下もみられます。

保護者のみなさんが、安心して子育てができるよう、家庭教育支援を行うとともに、多世代が触れ合うことができる地域行事や地域の人々がつながる活動を支援していくことにより、温もりのある家庭・地域づくりを推進します。

これらのことから、目標達成のため次のことを念頭に取り組みます。

- ① 家庭教育への支援
- ② 地域活動への支援
- ③ 世代間交流の促進
- ④ 青少年の健全育成及び非行防止の支援

なお、家庭・地域・学校が連携して、様々な人々との関わり合いを通じた青少年の健全育成を図ることを目的として、「あいさつ・声かけ運動」（あいさつ＋１）を進めています。

あいさつには「相手に心を開く」という意味があります。コミュニケーションツールとして最重要であるあいさつを推進し、豊かな人間関係づくりにつなげていきます。



「あいさつ・声かけ運動」（あいさつ＋１）



あいさつに気持ちのこもった一言を添えて、お互いに声かけしましょうという運動です。

家庭でも地域でも、進んであいさつの励行をお願いします。

例 「おはようございます。いい天気ですね。」

「こんにちは。お元気ですか。」

あかるく いきいき さわやかに つなごうげんきなえがおのわ

目標 2 人権を尊重する意識づくりの推進

人は、社会的身分、門地、人種、信条、または性別などによる不当な差別を受けることがあってはなりません。

しかしながら、子どもの世界ではいじめ、大人の世界ではハラスメント、そしてインターネットでの誹謗中傷など、人権侵害はなくなるどころか多様化、複雑化しています。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では「社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこと」が必要であり、「社会教育における人権教育によって、人々が自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている」とうたわれています。

町民のみなさんが、人権の知識や課題について正しく学び、日常生活の中で、人権尊重の態度や行動が自然に現れるよう、様々な機会を活用して、研修会や啓発活動等を実施することにより、人権を尊重する意識づくりを推進します。

これらのことから、目標達成のため次のことを念頭に取り組みます。

① 様々な機会を活用した研修会や啓発活動等の実施

なお、川越町では人権尊重の町宣言をするとともに川越町人権尊重条例を制定しています。



人権尊重の町宣言の全文

『すべての人々の基本的な人権が尊重される自由で平等な社会の実現は、人類共通の願いであります。

しかし、私たちの身のまわりには、今なお因習や偏見などによるさまざまな人権問題が存在しています。人権が侵害されることは、いかなる理由であっても許されることではありません。

人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため、私たちは、ここに川越町を「人権尊重の町」とすることを宣言する。』

目標3 いつでもだれもが学べる生涯学習の推進

年齢を重ねるごとに一般的に記憶力が低下することは避けられません。しかし、言語能力や日常の問題解決能力は、経験とともに伸びていくとの研究もされています。

生涯を通じて学んでいくことは、豊かで潤いのある人生にもつながります。

このような中で、学びの場として中央公民館や教育センター等を利用し、子どもから高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくりや仲間とつながりながら楽しく学べる環境づくりを進めるとともに、学習成果を活かす場の提供を行い生涯学習を推進します。

また、読書は使う言葉の幅が広がり表現力も向上することにより、より豊かな会話につながります。いろいろな考え方に接したり、体感したりすることは、共感力や発想力を育み、人生の道しるべになったりすることもあります。

このように多種多様な読書体験をしてもらうため、図書室の充実を図りながら、読書活動の普及啓発を推進します。

これらのことから、目標達成のため次のことを念頭に取り組みます。

- ① 学びへのきっかけづくりの機会や情報の提供
- ② 生涯学習講座の充実及び支援
- ③ 学習成果を活かす場づくり
- ④ 読書活動の普及啓発の推進

「生涯学習講座」受講のススメ



川越町では、中央公民館等で「生涯学習講座」を開催しています。

「何か新しいことを始めたい。」

「学びながら、地域の人と交流したい。」 など

講座をきっかけにして、新しい自分を発見してみませんか。

学びを始めるのに、遅すぎることはありません。知りたい、やってみたいという気持ちを大切にしましょう。

「家読（うちどく）」のススメ

★家庭読書のポイント

1. みんなで読む。
2. 静かに読む。
3. 好きな本を読む。

「家読（うちどく）」とは、「家族と一緒に本を楽しむこと」です。

大人が子どもに愛情をこめて本を読んであげたり、家族で同じ本を読んだり、本のことを話題にすることで、コミュニケーションを図りながら、本を楽しむことができます。

大人の間でも、本が話題になるといいですね。

ぜひ、川越町民全員で「生涯読書人」をめざしましょう。

目標4 文化芸術活動の推進及び地域の歴史や

伝統文化・文化財の保存、継承等

文化芸術活動は、人々の創造性を育み、その表現力を高めることとなり、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の基盤形成にもつながります。

そのために文化芸術活動の成果を発表する機会を提供し活動意欲を高めながら、文化活動への参加者の拡大を図るとともに、多様な文化や芸術に触れ合う機会を提供していきます。

また、地域の祭礼や仏像などの文化財は、先人たちが世代を越えて脈々と受け継いできたものです。歴史や文化財を知ることが、生まれ育った地域に誇りと愛着をもち、地域の一員であるというアイデンティティーをもつことにもつながっていきます。これらを大切に後世につないでいくためにも、散逸してしまう可能性のある文化財や資料などの調査研究をするとともに、保存・継承に努め、調査成果や寄贈資料の活用を進めていきます。

これらのことから、目標達成のため次のことを念頭に取り組みます。

- ① 文化芸術活動を発表する機会の提供と充実
- ② 文化芸術に親しむ機会の提供と充実
- ③ 地域の歴史や文化財の調査研究並びに保存及び継承の支援
- ④ 調査成果を生かした講座や寄贈資料の展示・公開など活用の推進



小学校での出前授業



寄贈を受けた古文書

目標5 生涯スポーツ活動の推進

生涯スポーツとは、一人ひとりのライフスタイル・年齢・体力・興味などに合わせ、生涯を通じてスポーツに親しみ、関わり、楽しむことです。そのためには、子どものころから気軽にスポーツに触れる機会をつくっていくことも大切です。

スポーツを行う主な目的として、「健康のため」、「体力増進・維持のため」を挙げる人の割合が高いですが、精神的な充実や生きがいの発見にもなり、生涯にわたって心身ともに潤いのあるスポーツライフに結び付きます。



ノルディックウォーキング体験教室

また、スポーツではルールに従うことを求められる場面があり、特に子どもの時期には社会性の基本ともいえるルールを尊重する気持ちをもたせる重要な役割を果たします。

互いにスポーツを楽しむことは、ルールを尊重しながら他の人と協同することにより、他の人への思いやりや互いの連帯感・責任感を育み、仲間づくりひいては地域コミュニティの形成にもつながります。

このようなスポーツの魅力を多くの方々に感じてもらうため、健康や仲間との交流などを目的としたスポーツから競技スポーツまで、多様な活動に親しむ機会を推進し、スポーツ人口の拡大を目指します。

そのためには地域におけるスポーツ活動の核となる各団体と連携して、体を動かす機会の拡充や競技力の向上などを図るための場及び機会づくりを支援していきます。

さらに、スポーツ施設が多くのの方々にとって快適な環境となるよう、ユニバーサルデザイン化など施設の充実や利用の促進を図ります。

これらのことから、目標達成のため次のことを念頭に取り組みます。

- ① **スポーツ活動の普及及び推進**
- ② **スポーツ団体の支援**
- ③ **スポーツ施設の充実及び利用促進**



Ⅲ 家庭・地域で行う教育

～保護者及び町民のみなさんへのお願い～

家庭・地域・学校の協働による『豊かな心』の育成

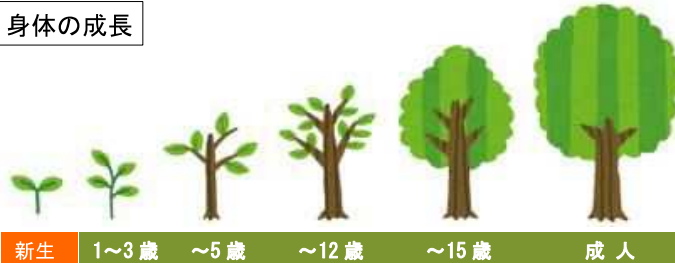
子どもへの教育といっても学校で勉強することだけが教育ではありません。たとえば鬼ごっこやままごと、お絵かきなどの遊び、生き物との触れ合い、お手伝い、そしてコミュニケーションやしつけの中にも教育の要素があります。子どもは、様々な生活体験を通して意欲、忍耐力、社交性や思いやりなどの非認知能力が培われるからです。

『豊かな心』は、実体験を伴ってこそ、より培われていくものと言えます。家庭・地域・学校には、それぞれ子育てに携わる役割があり、子どもがいろいろな遊びや生活体験を重ねる場所です。多くの大人が、それぞれの立場で子どもに関わることで、質・量ともに豊富な体験を与えることができます。

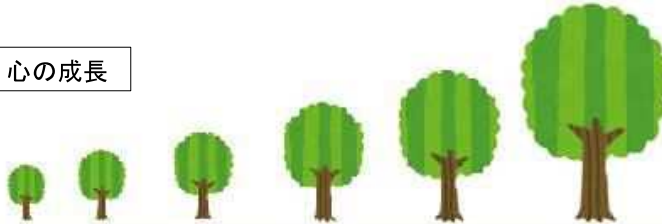
川越町の子ども一人ひとりが社会で生きていく力を確実に身に付けるために、家庭・地域・学校の協働による『豊かな心』の育成をお願いします。

からだの成長と心の成長

身体の成長



心の成長



一人では何もできない赤ちゃんであっても、好き・嫌い
や快・不快はわかっています。言葉は話せなくても、優し
い言葉をかければ笑い、厳しい言葉をかければ泣きます。

このように、赤ちゃんであっても一人の人間であり、す
でに大人と同様の「心」が備わっている…という考え方が
あります。それを適切に育てることが大人の役割です。

そのままですばらしい！

子どもが産まれると同時に、保護者としての役割も生まれます。アクシデントやトラブルも含め、生活の中で保護者も一緒に成長していきます。

子どもの成長は嬉しいものですが、たとえ、子どもに大きな変化が見られなくても、「そのままでも大切な宝物なんだ。いてくれるだけでありがたいんだ」という気持ちを、毎日のように伝えていってください。



保護者のみなさんへ・・・

家庭は子どもとの関わりが一番多い場所であり、子どもが何かあった時に帰れる場所そして安心できる場所です。家庭生活における心の安定が、子どもの『豊かな心』の育成には欠かせません。特に、人生 100 年時代のスタートとなる乳幼児期は『豊かな心』を培うための大切な時期でもあります。そこで、保護者のみなさんには、家庭で行う教育について、ご協力をお願いします。

▶ 五つの「SHOW」で子どもと関わり、保護者も一緒に『豊かな心』を培いましょう

『豊かな心』は、子ども主体の遊び（運動・学習等）や生活の中で身に付いていくものであり、その手助けとして保護者は、夢中にさせたり、その気にさせたりすることが必要です。放任や強制では『豊かな心』は身に付きません。

古来「子どもは大人の鏡」と言いますが、子どもは周囲の大人、特に保護者の姿を見て育ちます。

ここで示す五つの「SHOW」は、保護者が子どもに接するときの心得ですが、同時に、より良い生き方のモデルを子どもに見せることにもなります。「SHOW」は「見せる」という意味です。保護者も自ら一緒に五つの「SHOW」で「非認知能力」を高めながら、『豊かな心』を培いましょう。保護者自身の『豊かな心』が、より一層子どもにより影響を与えることは間違いありません。

① SHOW1・・・コミュニケーション能力を高めましょう

核家族化・少子化、ゲーム端末やスマホの普及などにより家族同士の触れ合いが減少し、コミュニケーション不足が心配されています。例えば、小学 6 年生が知っている言葉の数は、5000語～20000語という調査結果があり、小さいころからの会話の量・質によって大きな開きが生じています。

コミュニケーション能力は、自主性・表現力・理解力・共感力・協調性などにつながります。そこで、ご家庭でも豊かな会話によるコミュニケーションを心掛けましょう。

《豊かな会話を交わすポイント》

- ・ 子どもの話に共感し聴き上手になりましょう。子どもの信頼感を育むことにつながります。
- ・ ほめ方に配慮をしましょう。

結果だけをほめるのではなく、結果に至った過程をていねいに認めてやりましょう。

- ・ 保護者の意見や思いを伝えるときは理由も付けて

子どもの意見や考えを頭ごなしに否定するのではなく、理由を付けて説明し納得させましょう。

② SHOW2・・・待ちましょう

子ども自身で考える力を育てるためにも、できる限り、自分で考えて行動できるように待つあげてください。子どもの意欲、自主性、自律性などにつながります。

特に、子どもへの愛情や過剰な期待から指示を出し過ぎないようにしましょう。保護者自身の自己満足となっている場合もあるので気を付けましょう。

③ SHOW3・・・疑問をもつように誘いましょう

「聞くは一時の恥 聞かぬは一生の恥」ということわざがありますが、聞くことは少しも恥ではありません。

「聴くは一生の得 聴かぬは一生の損」でいいと思います。わからないことをわかりたいと思う気持ちを大切にしたいものです。

好奇心旺盛な子どもを育てるため、日頃から疑問や興味をもつ気持ちを大切にその芽を摘まないようにするとともに、普段の生活の中で「どうして〇〇は□□なのかな?」「なぜ、●●なのかわかる?」と、問いかけることも、興味・関心を育てることにつながります。また、子どもの疑問には、ていねいに根気よくつきあいましょう。

④ **SHOW4**・・・思いやりにつながるように、家庭内のルールづくりをしま「しょう」

しつけ、すなわち家庭内のルールづくりは、子どもの自制心・誠実さ・忍耐強さにつながることはもちろんですが、思いやりや共感力を育みます。

「ルールを守ることは相手を思いやること」という意識付けをお願いします。

⑤ **SHOW5**・・・感情に任せた暴言は、やめま「しょう」

子どもへの虐待事件は年々増加する一方です。身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（育児放棄）・心理的虐待など、そのどれもが子どもの心身の発達を妨げるものです。しつけの一環といわれる保護者もみえますが、決して許されることではありません。

虐待は、脳科学により脳を変形させるという調査結果も出ています。なかでも心理的虐待の一つでもある暴言は脳を大きく変形させるそうです。身体的虐待で体に傷やあざがついたり、ネグレクト（育児放棄）で痩せていったりするのではなく、外から見えないことから、心理的虐待は保護者としても軽視したり、罪悪感にさいなまれなかつたりしがちですが、子どもの心は確実に蝕まれていきます。

状況により、どうしても叱らなければならない場合もありますが、とっさに言い返したりするようなことは絶対やめてください。その時は「6秒以上の間で深呼吸」などのアンガーマネジメント、すなわち怒りをコントロールし、子どもが「なぜ、叱られたのか」を納得できるような叱り方をしましょう。

子どもの声に耳を傾けてみませんか

スマホになりたい

電話やメールだけでなく、SNSやインターネット、ゲームなど、1台で何でもできるスマホは便利なものです。ちょっと空いた時間には、ついついスマホを眺めてしまうという人も多いのではないのでしょうか。

しかし、度が過ぎるスマホの利用は、知らず知らずのうちに大切なコミュニケーションの場を失わせてしまっているかもしれません。

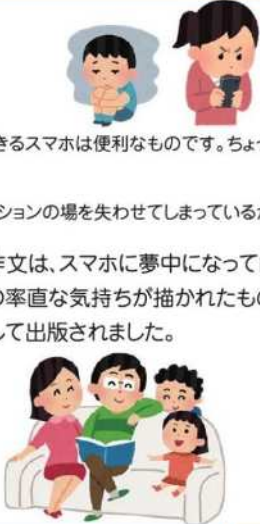
シンガポールのある小学生が書いた「スマホになりたい」という作文は、スマホに夢中になって自分に構ってくれない両親を見て、自分がスマホだったらいいのにと思う子どもの率直な気持ちが描かれたものです。

この作文は、多くの人々に共感と気づきを呼び、日本でも絵本として出版されました。

(*) のぶみ著「ママのスマホになりたい」(WAVE出版・平成27年発行)

自分だけの時間を確保し、スマホを使いながらほっと一息つくことは、もちろん大事なことです。しかし、日々成長しながら変化している子どもの姿は、その時その時だけの貴重なものです。

少しだけスマホのことは忘れて、子どもと向き合っ
かけがえのない時間もぜひ大切にしたいですね。



みえの親スマイルワーク 検索

三重県「みえ家庭教育応援リーフレット」より

町民のみなさんへ（町民こそって『豊かな心』を）・・・

地域住民やスポーツ・文化等の団体、NPO 等は、異年齢・異世代の人々の「絆」を深めることができる体験・交流活動や社会貢献活動を通じて、子どもたちの成長の場となる役割があります。また、学校運営への参画等により学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支える役割があります。

少子化が進む中、共働き世帯の増加とともに多世代世帯の割合が低下し、子育てに関する不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増えてきています。

一方で、深刻化するいじめの問題、頻発する自然災害等、地域住民が連携・協力して取り組む課題は数多く存在します。働き盛りである子育て世代の地域離れが心配される中、子どもを核とした町民のつながりを深めていく必要があるのではないかと考えます。

子どもからお年寄りまでの多世代での交流を進め、地域ぐるみで子どもを健やかに育む環境づくり及び、家庭・学校と協働した子育て支援について、ご協力をお願いします。

(1) 町の子どもは町のみなで

多くの大人が子どもと関わることで、子どもの中に多様な価値観が育まれます。地域の中に活躍の場があれば、子どもの自己有用感も高まります。あらゆる機会が子どもの教育の場であり、全ての大人が子どもにとっての師となります。また、防犯・防災の観点や、いじめの問題等、大切な子どもの命を守るためには、できるだけ多くの方の見守りをお願いしたいと考えます。

そこで、日頃から「顔見知りの関係づくり」を行うためにも、川越町が進める「あいさつ・声かけ運動（あいさつ + 1）」への積極的な参画をお願いします。加えて、子どもの小さな変化を見逃さず、心配な様子があれば家庭や学校へ連絡する等、連携・協力による子育てをお願いします。

(2) 大人同士の関わりにも、『豊かな心』を

大人社会でも、人間関係で悩むことが多い世の中です。相手の個性や価値観が自分の価値観と違う場合、思い通りにはいかずに悩みが生じることは多々あります。人それぞれ価値観は大なり小なり違うことから、相手の個性を認めたり、尊重したり、相手の考えに気づいたりするためには、まずはコミュニケーションをとり、コミュニケーションを通して相手への思いやりや協調性を培っていく必要があります。

また、パワハラ、セクハラなど、いじめは大人の世界にも存在します。いじめをなくしていくには、相手の個性を尊重することや、お互いに譲り合うことが大切です。

このように、私たち大人も『豊かな心』を培うことで、自らの情操・意思を安定させることができます。

子どもたちは、みなさんの姿を見ており、良いことも悪いことも真似をしながら育っていきます。前述の五つの「SHOW」を地域のみなさんが実践していただければ、ご自身だけでなく、子どもたちにも良い影響が広がります。「隼かいより始めよ」を意識して、『豊かな心』を培っていきましょう。



川越町の子育て支援の取組です ぜひ ご利用ください！

少子化・核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての知識が世代間で継承されにくいことなどもあり、この時期の保護者（特に、母親）は、不安感や孤立感から大変なストレスを感じています。

このようなストレスを子どもは敏感に感じ取り、子どもの育ちに大きな影響を与えます。

その結果、子どもの愛着障害や子どもへの虐待につながる場合も多々あります。

子どもは抱っこされたり、甘えさせてもらったりしながら、安心感の中で「自分が大切にされている気持ち」を感じ取り、基本的な生活習慣や他者との関わり方を学んでいきます。



つながりや居場所提供などにより、家庭での不安感や孤立感を軽減してもらうため、川越町では、子育て支援について様々な取組を行っています。お子さんの発達段階や、保護者のお悩みに合わせ、ぜひご利用ください。

子育て世代包括支援センターでは・・・

安心して、妊娠・出産・子育てができるよう保健師等が様々な相談に応じ、保護者のみなさんを応援します。

妊娠中に準備しておくものや
気を付けることって何？

何をしても子どもが泣き止まない・・・

はじめての出産で不安・・・

育児疲れてイライラする。

ミルクや母乳が足りているかな？

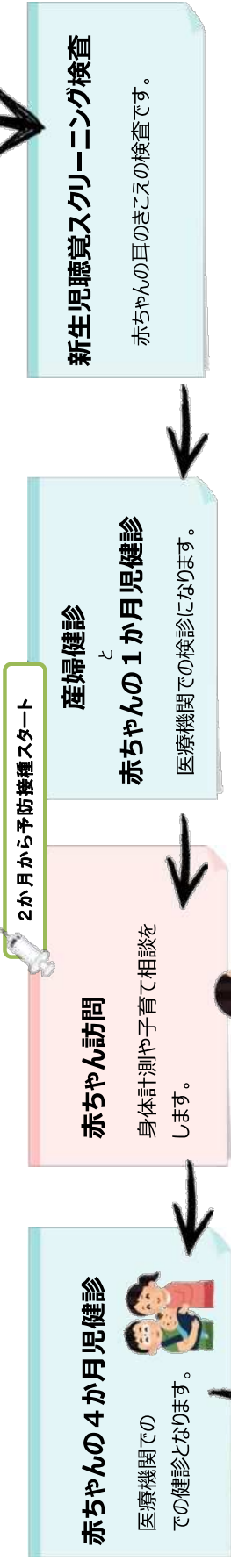
引越したばかりで、どんな子育てサービスがあるか教えてほしい。

子どもと一緒に遊びに行く場所はどこにあるかな？

「相談するところがないかな・・・」
「こんなこと相談してもいいのかな・・・」といったちょっとした質問や不安なことでもお気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先は「健康推進課・健康管理センター（いきいきセンター内） ☎059-365-1399」までお願いします。

妊娠がわかったら
(いずれも無料または助成金がありますよ！)



前期 離乳食教室
(3か月児～6か月児)
離乳食の調理実習と試食

後期 離乳食教室
(7か月児～10か月児)
離乳食の調理実習と試食

赤ちゃんの10か月児健診
医療機関での健診となります。

赤ちゃんの1か月児健診
医療機関での検診になります。

1歳の誕生日おめでとう
この後もずっと応援します！
子育てやお子様の健康・発達の
ことで心配になったらいつでも相
談してね。

いつでも相談してくださいね！

すくすく相談
(育児相談)
保健師・管理栄養士・助産師による授乳や離乳食など育児全般に関する相談

歯っぴー相談
歯科衛生士による相談

ことばの相談
言語聴覚士による言葉の発達やコミュニケーションを促すための訓練や相談

発達相談
心理士による相談

子どもの発達に不安のある方は、子ども家庭課にご相談ください。

子ども家庭課では、子どもの発達や子育てに困り感のある保護者の悩みに応え、子どもとの関わり方等について相談ができます。必要に応じて、発達検査等を行い、適切な支援について一緒に考えます（21 頁参照）。

- 1 対象者・・・幼児・児童・生徒とその保護者
- 2 費用・・・無料
- 3 内容・・・臨床心理士や相談員等による子育てについての相談、専門機関等の紹介
幼児を対象とした「遊びの教室」などへの参加

なお、お問い合わせ先は「子ども家庭課 ☎059-366-7130」までお願いします。



地域子育て支援センターでも相談できますよ・・・

子育てに不安や悩みがある方は、地域子育て支援センターでも相談できます。

川越町には地域子育て支援センターは2か所あります。つばめ児童館（豊田一色 235 番地 1）内とひばり保育園（豊田 85 番地 1）内にそれぞれあります。

- 1 対象者・・・未就園児とその保護者
- 2 費用・・・無料。ただし、イベント内容によっては、材料費などの実費負担あり。
- 3 内容・・・子育ての不安や悩みについての相談、子育て情報の提供
親子ふれあい広場やお誕生会などのイベントなどへの参加

なお、お問い合わせ先は「川越町子育て支援センター ☎059-366-0800」または「ひばり保育園子育て支援センター ☎059-365-3625」までお願いします。

児童館では遊びの機会や場を提供しています

川越町には児童館が2か所あります。つばめ児童館（豊田一色 235 番地 1）と、おひさま児童館（高松 197 番地 1）です。両児童館ともに「地域とつながる 笑顔あふれる みんなの居場所」をスローガンとして、子どもたちに遊びの機会や遊びの場を提供し、子どもたちを心身ともに健やかに育成することを目的としています。

- 1 対象者・・・乳幼児とその保護者及び児童生徒（18歳まで）
- 2 費用・・・無料。ただし、イベントや活動内容によっては、材料費などの実費負担あり。
- 3 内容・・・施設の利用やイベント・クラブ活動などへの参加

なお、お問い合わせ先は「つばめ児童館 ☎059-361-5636」または「おひさま児童館 ☎059-361-1070」までお願いします。

子育て短期支援（ショートステイ）事業とは・・・

疾病、育児疲れ、出産、冠婚葬祭などによって家庭で子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設（桑名市、四日市市または鈴鹿市）などで一時的に養育してもらえる事業です。

- 1 対象者・・・乳幼児童及びその保護者
- 2 費用・・・利用日数などにより金額が違いますのでお問い合わせください。

なお、お問い合わせ先は「子ども家庭課 ☎059-366-7130」までお願いします。

ファミリー・サポート・センター事業とは・・・

急な用事の時などに保育所や幼稚園、学童保育所への送迎や預かりなど、安心して子どもを預けることができる事業です。

- 1 対象者・・・乳幼児童及びその保護者
- 2 費用・・・利用時間などにより金額が違いますのでお問い合わせください。

なお、お問い合わせ先は「川越町子育て支援センター ☎059-366-0800」までお願いします。

放課後児童健全育成事業（学童保育）とは・・・

昼間、保護者のいない家庭の小学生を対象として、放課後、学童保育所におきまして遊びを通じてその発達を促すことにより、健全育成の向上を図るとともに、子育てと就労の両立を支援する事業です。

なお、川越町内に学童保育所は6か所あります。詳しくは次の各学童保育所にお問い合わせください。

- | | |
|---|---------------|
| ☺ 川越北学童保育所（すくすくらぶ）（豊田一色 235 番地 1） | ☎059-366-0314 |
| ☺ 川越南学童保育所（おひさまクラブ）（高松 197 番地 1） | ☎059-366-0757 |
| ☺ 川越学童保育所 日の本クラブ（豊田一色施設）（豊田一色 350 番地 1） | ☎059-365-2650 |
| ☺ 川越学童保育所 日の本クラブ（北福崎施設）（北福崎 386 番地 7） | ☎059-366-7171 |
| ☺ 川越第2学童保育所 日の本クラブ（豊田 944 番地 1） | ☎059-365-0580 |
| ☺ 川越第2学童保育所 日の本クラブ②（豊田 944 番地 1） | ☎059-365-0580 |

養育費等、経済面でお困りの方は・・・

経済的な面から生活に余裕がなく子育てにお困りの方に対しても、相談窓口があります。条件によっては、給食費や学用品費等を援助することもできますので、まずは、ご相談ください。

- | | |
|----------------|---------------|
| ☺ 川越町役場 子ども家庭課 | ☎059-366-7130 |
| ☺ 川越町役場 学校教育課 | ☎059-366-7121 |
| ☺ 川越町役場 福祉課 | ☎059-366-7116 |
| ☺ 川越町社会福祉協議会 | ☎059-365-0024 |
| ☺ 北勢福祉事務所 | ☎059-352-0586 |



— Educational Basic Plan of Kawagoe Town —



『豊かな心』を土台とした学校教育・社会教育の推進